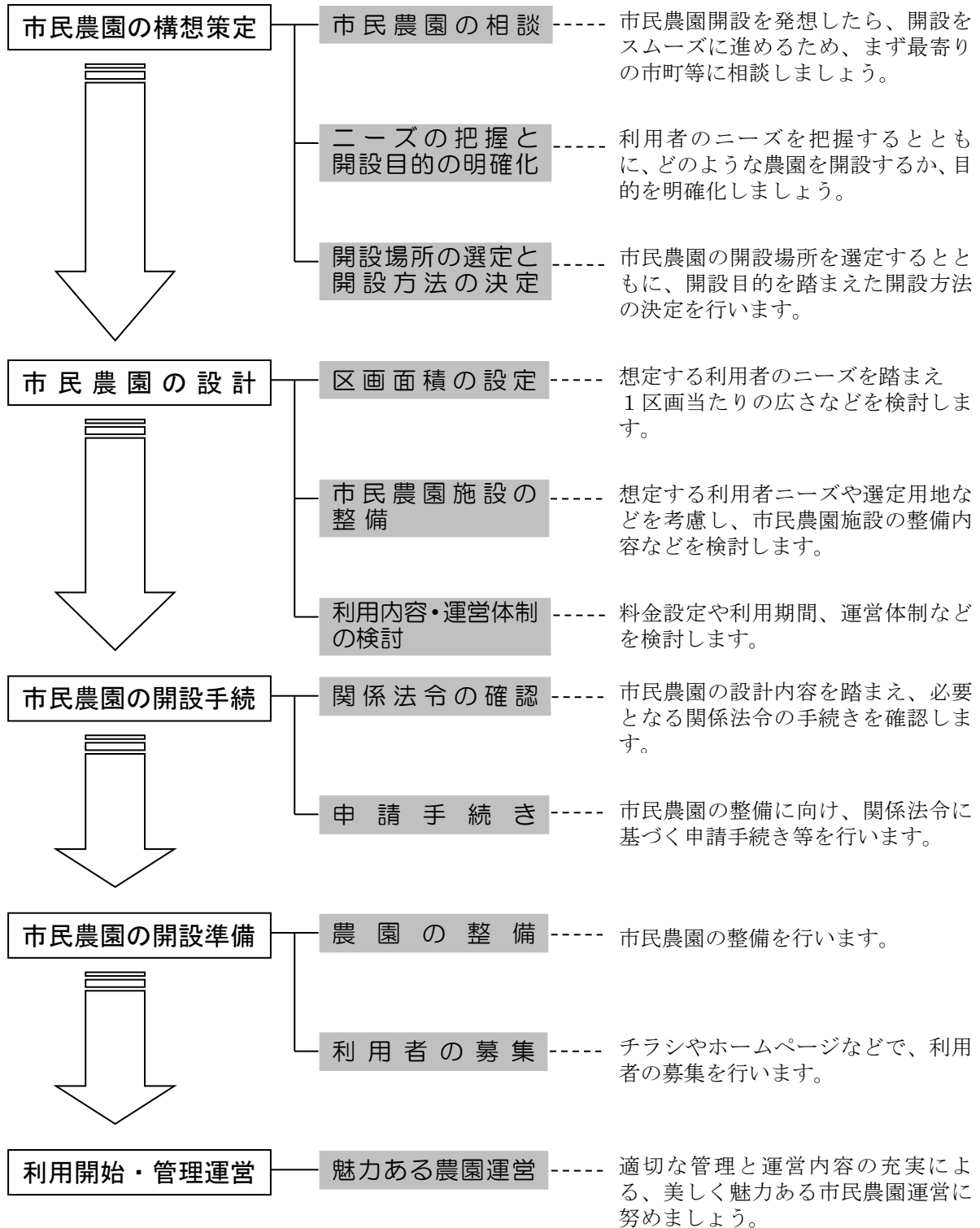


Ⅲ 市民農園をはじめよう

- 1 市民農園の開設手順
- 2 市民農園の構想策定
- 3 市民農園の設計
- 4 市民農園の開設手続き
- 5 市民農園の開設準備
- 6 利用開始・管理運営

1 市民農園の開設手順

市民農園を開設する場合は、市民農園のタイプや開設方法、開設主体などによって異なりますが、概ね、次のような手順となります。



2 市民農園の構想策定

(1) 市民農園の相談

市民農園の開設を発想したら、開設をスムーズに進めるため、まず、最寄りの市町等に相談しましょう。

窓口では、市民農園制度の概要や必要な開設手続き、支援施策の内容などを確認します。

また、近隣の市民農園の開設状況や、優良事例などの情報を集め、どのような市民農園を開設するか、構想策定の参考にしましょう。

(2) ニーズの把握と開設目的の明確化

開設を計画している地域では、市民農園に対してどのようなニーズがあり、どういった利用者が見込まれるか、アンケート調査を実施したり近隣市民農園の利用状況などを参考に、利用者ニーズをしっかりと把握しておくことが重要です。

また、市民農園の開設目的として、どのようなことに重点を置くかを明確にしておく必要があります。

市民農園の開設目的（例示）

- ・市民農園を取り入れた農業経営の多角化
- ・農業者と消費者との交流促進（身近な農業に対する消費者理解の増進）
- ・都市と農村の交流促進
- ・農地の保全・活用（遊休農地の発生抑制や解消）
- ・学童、学校農園としての農業体験や食育の推進
- ・園芸療法を目的とした福祉農園としての活用 など

(3) 開設場所の選定と開設方法の決定

ア 開設場所の選定

市民農園を開設する場合は、地域の農業上の利用状況や想定される利用者のニーズなどを踏まえて、場所や規模を選定する必要があります。

市民農園区域を指定する市民農園整備促進法では、市民農園の開設場所について、次のような考え方が示されています。

〈指定の要件〉

(ア) 相当規模の一団の農地[※]が存在し、自然的条件[※]及び利用の動向[※]からみて市民農園として利用することが適当であること。

※「相当規模の一団の農地」とは、休憩施設等の施設の整備を効率的に行い得る程度の規模。

※「自然的条件」とは、地形、地質等が農作物の栽培や市民農園の設置に適しているかどうか。

※「利用の動向」とは、土地の所有者の意向等からみた農地の利用の現況や将来の見通し。

(イ) 周辺地域の農用地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を生ずるおそれのないこと[※]。

※この要件は、周辺の農用地における農業の経営規模の拡大や作付地の集団化、農作業の共同化等に支障を及ぼさないようにすることを意味するもの。

(ウ) 交通施設の整備の状況その他都市の住民の利用上必要な立地条件[※]からみて、市民農園の利用者が相当程度見込まれる[※]こと。

- ※「都市住民の利用上必要な立地条件」とは、道路や鉄道等の交通施設の整備状況、用水の確保状況等、都市の住民が市民農園を利用するための利便性を確保するための条件。
- ※「利用者が相当程度見込まれる」とは、市民農園区域の規模等に見合った利用者の数が見込まれること。

また、特定農地貸付法（都市農地貸借法）によって「特定（都市）農地貸付け」を行う場合は、場所についての制限をされていませんが、特定（都市）農地貸付けの承認に当たっては、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置※にあり、かつ、妥当な規模※を超えないものであるか否かの判断がされます。

※「適切な位置」については、その地域の農用地の保有・利用の状況、将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような位置にあるか否かが重要な判断基準になる。例えば、集团的優良農用地を分断し、集団性を失わせるような場合は適切な位置にあるとはいえない。

※「妥当な規模」は、周辺の農用地の利用の状況等によって異なるので一概には言えず、個別具体的に周辺の農業に与える影響、利用者の数等を勘案して判断されることになる。

農園利用契約により開設する場合は、開設場所について特別の定めはありませんが、上記に準じて周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさない場所を選定する必要があります。

農業者等の土地所有者が市民農園を開設する場合は、一般に自己所有地から用地を選定することになります。

また、農地を借りて開設するNPO法人や企業などでは、土地所有者と地方公共団体又は農地中間管理機構との間で、事前に十分な調整を行っておく必要があります。

市民農園への通園時間と交通手段

市民農園利用者を対象とした意向調査によると、自宅から近いところで市民農園を利用したいという意見が大多数を占めています。また、市民農園に通う交通手段としては、自家用車が最も高く、次いで自転車、徒歩となっています。

こうしたニーズに対応した用地を選定することが一番ですが、実際には、住宅地の近くなど条件のよい場所での用地の確保が難しいことから、少し離れた場所で整備する場合は、通園時間に見合う市民農園施設の充実や頻繁に通えない人のための利用サービスを考えるなど、利用しやすくする工夫が必要です。

自宅から市民農園までの妥当な時間

① 15分程度	74.6%
② 30分程度	19.2%
③ 1時間程度	4.7%
④ 2時間程度	1.3%
⑤ 3時間以上	0.2%

市民農園に行く場合の交通手段

① 自家用車	46.6%
② 自転車	29.9%
③ 徒歩	22.8%
④ バス等交通機関	0.8%

※市民農園に関する意向調査結果（農林水産省）

イ 開設方法の決定

市民農園を、貸し農園タイプ（特定（都市）農地貸付方式）で開設するか、農園利用タイプ（農園利用方式）で開設するかによって、開設方法は異なります。

開設者によって、どちらのタイプで開設するかは限定されますが、農業者等（農地の所有又は使用収益権を有する者）はどちらのタイプでも開設することができるため、市民農園の開設目的や整備後の運営方法などを踏まえて、どちらのタイプで市民農園を開設するかを決定します。

貸し農園タイプ（特定（都市）農地貸付方式）で開設する場合には、整備の前に特定農地貸付法（都市農地貸借法）に基づく手続きを行う必要があります。

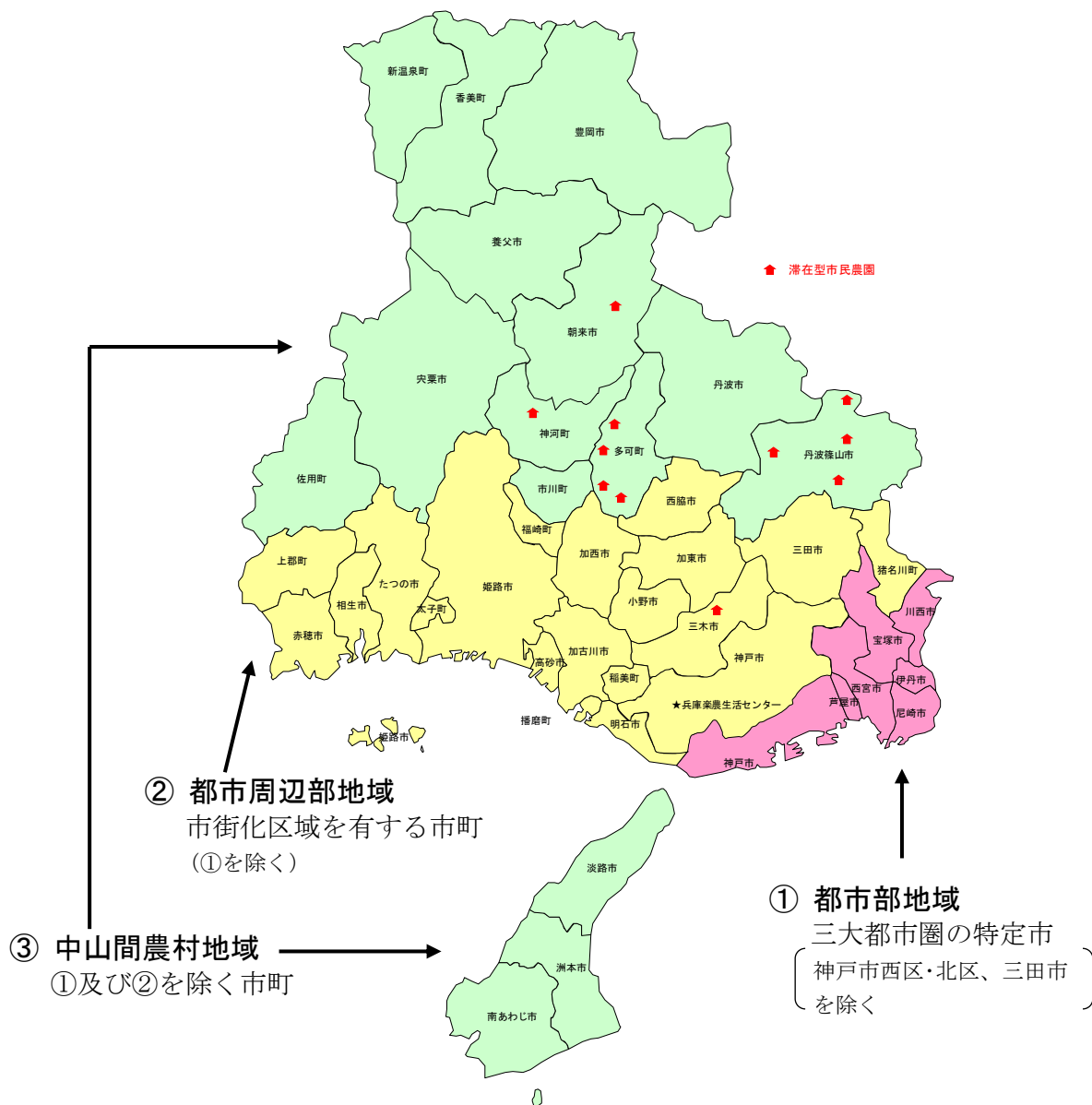
また、市民農園施設の整備を行う場合には、手続き等を円滑に進めるため市民農園整備促進法の活用を検討して下さい。



3 市民農園の設計

都市地域と農村地域では市民農園に対するニーズも異なります。市民農園の設計に際しては、近隣市民農園の状況や意向調査などにより利用希望者のニーズを把握し、それぞれの地域の特性に応じた整備を行うことが必要です。

現在県内で整備されている市民農園を、都市部、都市周辺部、中山間農村部に区分し、それぞれの地域の整備状況を参考に、市民農園の主な施設の概要を紹介します。



市民農園概況調査結果（令和3年6月）

タイプ	地域区分	農園数	面積	総区画数	1農園平均		
					農園面積	農園区画数	1区画面積 ^注
日帰り型	都市部地域	130	14ha	5,585	1,067 m ²	37	25 m ²
	都市周辺部地域	308	71ha	15,419	2,290 m ²	38	46 m ²
	中山間農村地域	41	15ha	1,573	3,679 m ²	13	96 m ²
小計		479	99ha	22,577	2,345 m ²	29	55 m ²
滞在型		11	12ha	223	10,777 m ²	18	532 m ²
合計		490	111ha	22,800	4,453 m ²	26	175 m ²

注：1農園平均の1区画面積は、園路や管理棟などの共有部分も含んだ面積

(1) 区画面積の設定

市民農園では、利用者にどれくらいの広さの農園を提供するか検討する必要があります。貸し農園タイプ（特定（都市）農地貸付方式）で開設する場合には、貸付けできる面積が10a（1,000㎡）未満と上限が規定されています。また、県基本方針では、1区画の大きさをおおむね15㎡以上とすることを示しています。

現在県内で整備されている市民農園の区画面積は、市民農園の利用形態や地域によって以下のような特徴があります。

〈日帰り型市民農園〉

- 都市部地域：農地の少ない都市部地域では、20㎡未満の農園と20～35㎡の農園で全体の9割を占めており、ほとんどの農園が30㎡未満の小規模な区画となっています。
- 都市周辺部地域：都市周辺部地域では、区画面積の大きさにばらつきがあります。市街化区域内では小規模な区画の農園が多く、市街地から離れるほど1区画当たりの面積が広くなる傾向にあります。
- 中山間農村地域：農村地域では、50～100㎡が中心で、比較的ゆったりとした区画割りが多い傾向にあります。

〈滞在型市民農園〉

- 中山間農村地域：滞在型は、農園や滞在施設、駐車場などを含む1区画当たりの農園面積が200㎡前後と大きな区画割りになっています。

地域区別の区画面積（令和3年6月）

農園タイプ	地域区分	20㎡未満	20～35㎡	35～50㎡	50～100㎡	100～200㎡	200㎡以上
日帰り型	都市部地域	53%	42%	3%	2%	0%	0%
	都市周辺部地域	18%	38%	12%	24%	4%	4%
	中山間農村地域	2%	24%	10%	41%	12%	10%
	小計	24%	35%	8%	22%	5%	5%
滞在型	0%	9%	0%	27%	37%	27%	

開設予定地が市街地に近い場合は、徒歩や自転車などで通い、日常的な利用が期待されます。また、市街地から離れるほど、自動車などでの通園となり、来園頻度が低下する反面、1回当たりの作業時間が長くなる傾向にあります。特に、遠隔地の場合は、週末にゆっくりと農作業を楽しむ滞在型の利用が求められます。

また、市民農園の利用に慣れてくると、比較的広い農園を希望する利用者もあり、1つの農園で複数の広さの農園區画を設けているところもあり、こうした利用者のニーズを踏まえた農園區画の設計を行う必要があります。

(2) 市民農園施設の整備

利用者にとって魅力ある市民農園とするためには、市民農園施設の充実が求められますが、現実には農園の規模や立地条件などによって、整備する内容を検討する必要があります。日帰り型と滞在型では、利用目的も違うため、必要な施設も異なってきます。また、施設を整備する場合の関係法令（「Ⅲ 4 (1) 関係法令の確認」 35～36 ページ参照）にも留意する必要があります。

農作業では、特にかん水のための用水が確保されていることが必要であり、また、通園距離が遠い農園を利用する場合には、身近に利用できるトイレの確保が求められます。

こうした施設に加えて、兵庫県では、交流の場となる広場やあずまや、作物残さ等の堆肥化による資源循環のためのコンポスト化施設などを備えた、市民農園の整備を推進しています。

開設する市民農園の規模や利用者のニーズを踏まえた上で、必要性の高いものから、段階的な整備を図ることも有効であり、整備したい市民農園施設を以下に紹介します。

ア 園路

各区画の一部に接するような園路を配置することが必要です。園路の幅員は、市民農園の規模にもよりますが、幹線園路であれば、1m～1.5m、支線園路でも0.5m以上を確保することが理想です。幹線園路では、レンガや枕木等で簡易舗装するのもよいでしょう。また、園路と農地の境界には間伐材を利用して区別しているところもあります。



枕木を利用した幹線園路



簡易舗装の幹線園路

イ 休憩施設

農作業後の休憩場所として、利用者相互のコミュニケーションの場として、また、降雨をしのぐ場として、休憩施設は欠かせないものです。あずまやにテーブルとイスなどがあれば便利です。

住宅地から離れた市民農園では、農園ごとに利用できる簡易な小屋を整備したり、農作業の講習も行えるクラブハウスを整備している市民農園もあります。



あずまや



農機具なども収納できる休憩小屋

ウ 交流広場

市民農園では、収穫祭や品評会など様々なイベントを行っているところもあり、こうしたイベントが開催できる交流広場の整備が望まれます。

エ トイレ

農園利用者が長い時間を過ごすにはトイレが必要です。簡易トイレでも十分ですが、できれば男女別に備えたものが望まれます。設置にあたっては、生け垣等で目隠しするなど景観上の配慮が必要です。

なお、設置が困難な場所では、近隣の公園や公共施設のトイレを利用させてもらうことも考えられます。



簡易トイレの設置



トイレの整備

オ 給水施設（手洗い、水飲み場、かん水等）

手洗いや収穫物を洗うための水道を設置します。

また、農作物のかん水や農機具を洗浄するための給水施設を設置します。

農作物のかん水などには、水道の代わりに井戸水やため池などの水を利用しているところもあります。



ほ場横に設置されたかん水施設



手洗いや農機具洗浄のための給水施設

カ 農機具収納施設

クワ、スキ、スコップなどの農機具や、肥料などを保管するために必要です。

農機具収納施設は、場所によって外部の人が勝手に農機具等を持ち出さないよう鍵付きにするなどの工夫が必要です。



農機具庫



農機具置き場

キ ごみ置き場（収穫残さ等の処理）

野菜類の葉や茎等の農作物残さを処分するための置場を設置します。こうした残さを、コンポスト等を利用して堆肥化することも必要です。

ごみのうち、ビン、缶、発砲スチロール等の生活関連のごみ類は持ち帰ってもらうようにし、美しい農園づくりに心がける必要があります。



残さ置き場



コンポスト施設

ク 駐車場・駐輪場

市民農園を整備する場所によって必要性は異なりますが、住宅地から離れ車で利用が想定される場所では、周辺の迷惑にならないよう、駐車スペースを確保する必要があります。

また、住宅地周辺に整備される市民農園では、利用者は徒歩か自転車での通園が基本になりますので、自転車を駐輪するスペースを確保しておく必要があります。

ケ 看板

農園の案内やPRも兼ねて、入口に看板を設置します。

看板には、農園の名称、開設者名、問い合わせ先等を明示します。



コ 掲示板

日常の農園の連絡は掲示板で行うため、利用者が見やすい場所に大きめの掲示板を設置します。四季折々の栽培上のこと、除草のこと、利用上の注意やお願い、イベントの連絡などを掲載します。



サ 区画割り

貸し農園タイプ（特定（都市）農地貸付方式）では、杭などを四隅に立てて貸付する区画を明確にしておく必要があります。

区画ごとに番号等を記載した標識板を立てれば、その区画の利用者が容易に判別できます。



シ 周辺の囲い

市民農園の周囲には、柵や生垣などを設置し、外部の人が勝手に立ち入らないような工夫が必要です。また、花木などを植え、市民農園を美しく見せる工夫が必要です。

猪や鹿などの野生動物被害が想定される場所では防護柵の設置が必要となります。



柵の設置



防護柵の設置

ユニバーサル社会に対応した市民農園の整備

市民農園では、植物との触れあいを通じて、ゆとりや安らぎを実感する園芸療法としての利用も期待され、年齢や障害の有無などにかかわらず、多くの人が利用しやすい農園が望まれます。

施設整備に当たっては、園路や休憩施設のバリアフリー化や車いすでの利用が可能な区画の設置など、ユニバーサル社会に対応した取組が期待されます。



車いすでの利用が可能な市民農園
南恒屋ふれあい農園（姫路市）

(3) 市民農園の整備事例

ア 日帰り型市民農園

(ア) 一般的なほ場整備地での市民農園の整備例

適用法令等：農園利用タイプ、貸し農園タイプ

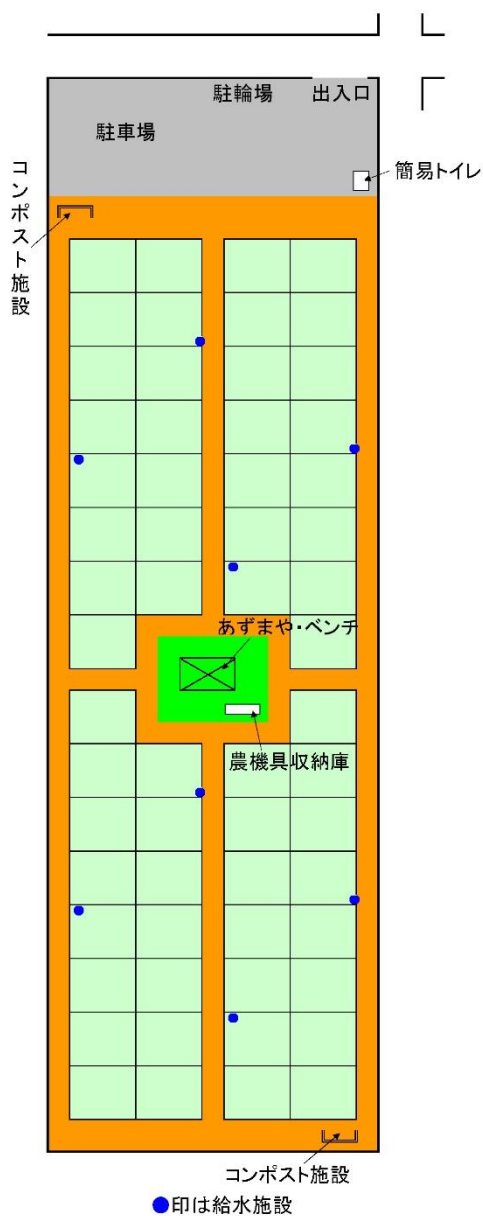
開設地域：都市部地域・都市周辺地域

タイプ1

ほ場面積 30a (100m×30m)

区画数 60区画
(1区画 30㎡)

施設 駐車場、駐輪場、
簡易トイレ
コンポスト施設
あずまや・ベンチ
農機具庫、給水施設

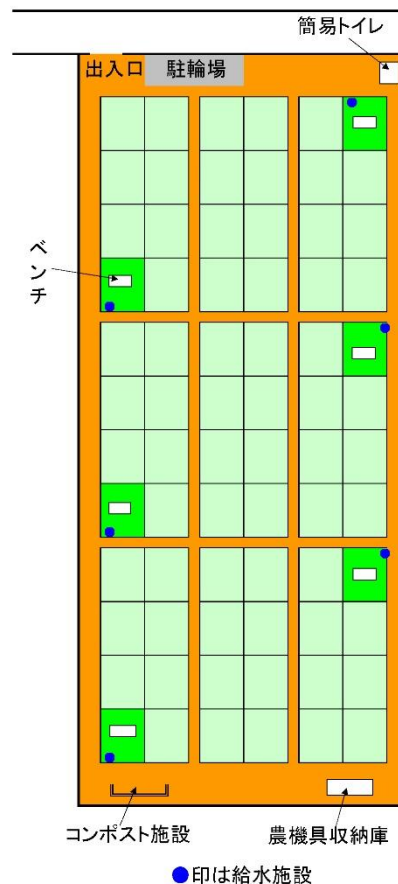


タイプ2

ほ場面積 21a (70m×30m)

区画数 66区画
(1区画 20㎡)

施設 駐輪場、簡易トイレ
コンポスト施設
ベンチ
農機具庫、給水施設



(イ) 農園名：矢問^{やと}農園（川西市）

適用法令等：市民農園整備促進法（貸し農園タイプ〔特定農地貸付方式〕）

開設地域：都市部地域

概要：猪名川に隣接する不作付地等を活用して、都市農業者と地域住民との交流を図りながら、家族で土に親しめる農園として市民農園を整備し、区画数は県内最大クラスです。

開設者：兵庫六甲農業協同組合

管理主体：矢問農園管理組合

整備内容：敷地面積 17,399㎡（農園面積 10,560㎡）

区画数 440区画（24㎡/区画）

付帯施設 管理棟 1棟（151.16㎡）
農機具庫 Aタイプ（67.2㎡） 2棟
Bタイプ（42.0㎡） 2棟
Cタイプ（33.6㎡） 1棟
立水栓 37基
コンポスト 5基
休憩用ベンチ 5基
駐車場 85台

事業名：平成18年度ひょうご市民農園（日帰り型）整備事業（元気な地域づくり交付金）
〔整備費 約91百万円〕



(ウ) 農園名：おおぞうコミュニティファーム^{かんづけ}神付ふるさと村（神戸市北区）

適用法令等：市民農園整備促進法（農園利用タイプ〔農園利用方式〕）

開設地域：都市周辺地域

概要：美しい里山に囲まれた地域に農園を整備し、囲炉裏のある交流館を拠点に、農園利用者が作った野菜の品評会や里山体験などのイベントを実施しています。

開設者：農業者

管理主体：神付市民農園管理組合

整備内容：敷地面積 22,000㎡

区画数 200区画（50㎡ 174区画、80㎡ 26区画）

付帯施設 交流館 1棟 143㎡（事務室、キッチン、ウッドデッキ、
囲炉裏座敷、薪ストーブ、高齢者障害者対応トイレ）

農具庫

給水栓

水洗トイレ

駐車場 40台

事業名：平成16年度ひょうご市民農園（日帰り型）整備事業（やすらぎ空間整備事業）
〔整備費 約39百万円〕



イ 滞在型市民農園

農園名：ブルーメンやまと（多可町）

適用法令等：市民農園整備促進法（貸し農園タイプ[特定農地貸付方式]）

開設地域：中山間農村部

概要：豊かな自然と昔ながらの文化が残る多可町大和地域において、四季折々の野菜栽培やスローな田舎暮らしが楽しめる滞在型市民農園を整備し、都市住民との交流を通して地域の活性化に取り組んでいます。

開設主体：多可町（旧八千代町）

管理主体：大和体験交流協会

整備内容：敷地面積 16,800㎡

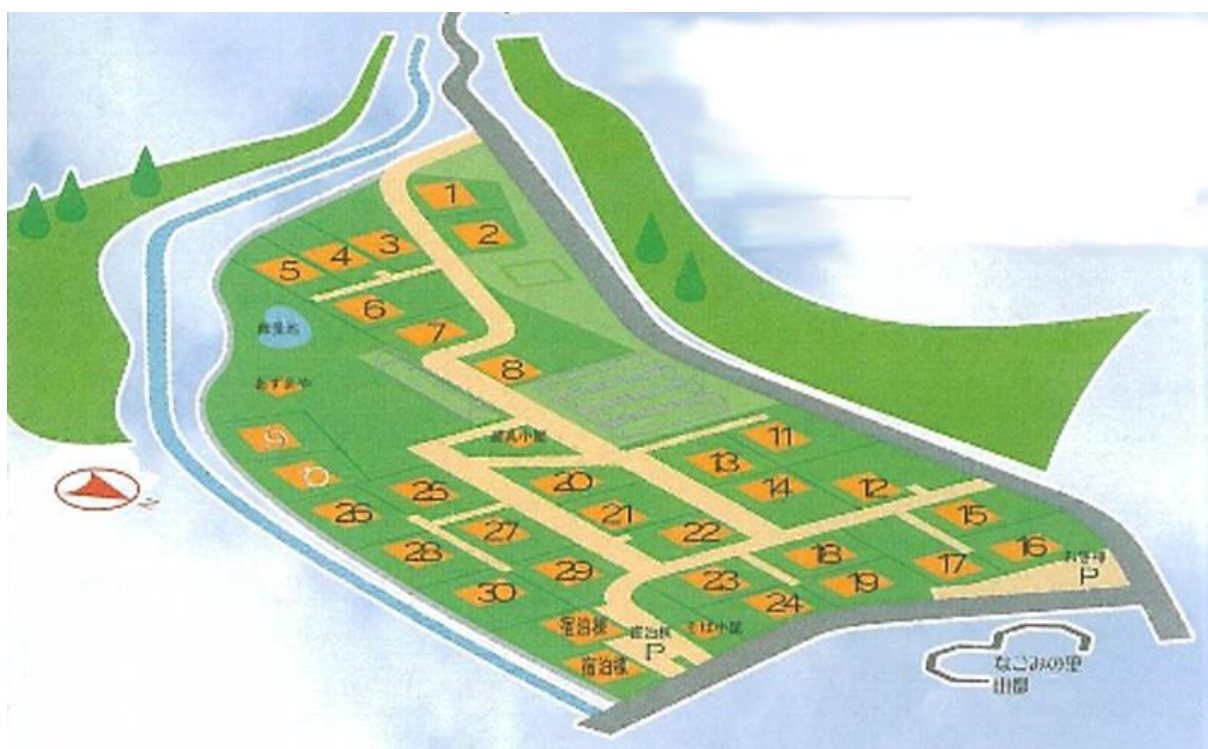
区画数 30区画（1区画 約230～420㎡）

1区画：宿泊棟(40㎡)、農園(約60㎡)、駐車場

付帯施設 管理棟
農機具庫
交流広場、東屋



事業名：平成14～15年度 新山村振興等農林漁業特別対策事業
[整備費 約390百万円]



〈県内で整備されている滞在型市民農園の例〉

フロイデン八千代 （多可町八千代区俵田 414）

開設年度 平成 5 年
開設主体 多可町（旧八千代町）
管理運営 株式会社フロイデン八千代
施設概要 滞在施設 60 棟（2 階建て 28 m²/棟）
農園 124 m²/区画
管理棟 1 棟
交流センター 1 棟
野外ステージ



ブライベンオオヤ （多可町八千代区大屋 359）

開設年度 平成 14 年
開設主体 多可町（旧八千代町）
管理運営 ネイチャーパークかさがた交流協会
施設概要 滞在施設 20 棟（約 33 m²/棟）
農園
芝生広場
果樹・花木園



クラインガルテン岩座神 （多可町加美区岩座神 251-1）

開設年度 平成 14 年
開設主体 多可町（旧加美町）
管理運営 岩座神棚田保全推進協議会
施設概要 滞在施設 15 棟（40～50 m²/棟）
農園 46 m²/区画
管理棟
農機具倉庫



ハートピア農園 （丹波篠山市塩岡 264）

開設年度 平成 13 年
開設主体 丹波篠山市（旧篠山市）
管理運営 （有）グリーンファームささやま
施設概要 滞在施設 10 棟（45～47 m²/棟）
農園 72～96 m²/区画
管理棟兼農機具庫 1 棟



大山荘の里市民農園 (丹波篠山市大山新 137-1)

開設年度 平成 14 年
開設主体 丹波篠山市 (旧篠山市)
管理運営 一般財団法人大山振興会
施設概要 滞在施設 15 棟 (45~47 m²/棟)
農園 100 m²/区画
交流広場
東屋



ささやまいなか家市民農園 (丹波篠山市殿町 873)

開設年度 平成 19 年
開設主体 ささやまいなか家有限責任事業組合
管理運営 ささやまいなか家有限責任事業組合
施設概要 滞在施設 10 棟 (34 m²/棟)
農園 80 m²/区画
交流施設 1 棟



クラインガルテン伊由の郷 (朝来市山内字山田垣 373)

開設年度 平成 11 年
開設主体 朝来市 (旧朝来町)
管理運営 クラインガルテン伊由の郷管理組合
施設概要 滞在施設 25 棟 (32~54 m²)
農園 50 m²/区画
管理棟
交流公園



オーダーメイドの市民農園づくり

市民農園を開設する場合は、一般に開設者が構想を策定して具体的な設計を行い、整備を始めた段階又は整備後に利用者の募集を行います。

こうした中で、市民農園を利用したい希望者が設計段階から積極的に関わり、開設者と利用希望者との連携によるオーダーメイドの市民農園づくりが市民農園整備を進める新たな手法として期待されます。

市民農園を開設する場合は、利用者が見込めるのか、どのような施設が求められているかなど、利用者側のニーズを事前にしっかりと把握しておく必要があり、一般的には、アンケート調査等を実施し、ニーズの把握に努めます。

こうした、ニーズ把握を行わず、見切り発車で施設整備を行っているところでは、開設しても思うように利用者が集まらず、利用率の低い農園もみられます。

一方で、都市住民の市民農園に対する関心は高く、兵庫楽農生活センターで実施している市民農園利用希望者等を対象とした生きがい農業コースでは、毎回、受講希望者が多く、身近で生きがい農業が実践できるフィールドが求められています。

こうした中で、市民農園づくりを進める一つの手法として、開設希望者が市民農園の設計前に事前に利用者を募集し、利用者を確保したうえで、利用者の希望を踏まえた施設整備を行う市民農園づくりも可能です。

また、特定農地貸付法が改正されたことで、市民農園の利用希望者（非農業者）が自ら市民農園を開設することも可能となり、利用者組織でNPO法人を設立し、市民農園の開設・運営を検討しているところもあります。

利用希望者が積極的に市民農園づくりに関わるオーダーメイドの市民農園が、利用者のニーズに合った市民農園づくりの新たな手法として期待されています。



(4) 利用内容の検討

市民農園の区画面積や施設内容が固まったら、賃借料金(利用料金)や利用期間などの内容を決める必要があります。

ア 賃借料金(利用料金)の設定

貸し農園タイプ(特定(都市)農地貸付方式)では貸付けを行う区画の賃借料金、農園利用タイプ(農園利用方式)では、入園料と収穫が予想される農産物の代金を含んだ利用料金を設定します。

市民農園の料金は、提供するサービスの内容や貸付けを行う区画の広さなどを踏まえて設定する必要がありますが、市民農園運営における収支計画や近隣の市民農園の料金設定などを参考に、開設者と農園利用者が納得できる料金設定を行います。

県内で開設されている市民農園の料金は、都市部地域では10,000～20,000円のところが多く、都市周辺部や中山間農村地域では10,000円未満の割合が高くなっています。

なお、市民農園整備促進法を活用して、休憩施設や農機具庫などの施設が充実している市民農園では、20,000円以上の料金設定を行っているところが多くあります。

地域別市民農園の料金設定の状況(令和3年6月)

農園タイプ	地域区分	無料	5千円未満	5千～1万円	1～2万円	2～3万円	3万円以上
日帰り型	都市部地域	1%	0%	7%	64%	8%	20%
	都市周辺部地域	3%	45%	17%	25%	6%	4%
	中山間農村地域	21%	16%	24%	24%	5%	11%

農園タイプ	10万円未満	10～20万円	20～30万円	30～40万円	40～50万円	50万円以上
滞在型	0%	0%	9%	36%	45%	9%

イ 利用期間の設定

契約期間については、貸し農園タイプ(特定(都市)農地貸付方式)の場合は5年を超えないこと(更新を行うことは可能)とされています。また、農園利用タイプ(農園利用方式)の場合は特段の定めはありませんが、農地を貸すのではなく利用させているという形式をはっきりとさせる必要があります、契約は1年以内の短期的なものとするのが望ましいとされています。

なお、作物の栽培になれ親しみ、利用者による土づくりなどが積極的に行われるよう、契約を更新し、継続して利用する希望者には同じ区画が利用できるよう配慮することも必要です。

ウ 利用上のルール

市民農園の利用は、利用者がレクリエーション等として農園を利用するものであることから、できるだけ利用者が利用しやすい方法で利用してもらうことを原則とし、景観にも配慮した美しい市民農園となるよう利用上のルールを設けます。

農園環境の保全や、他の入園者への迷惑防止のため、入園者の遵守事項を定めて運営規程に盛り込むほか、「入園者心得」や「農園利用上の約束」などを入園承認時に配付して、内容をよく理解してもらうことが大切です。

主な項目は、次のとおりです。

- ① 利用時間、利用場所等に関する事。
- ② 迷惑行為や禁止行為に関する事。
- ③ ごみ等の処理に関する事。
- ④ 権利等の発生に関する事。
- ⑤ 利用承認の取り消しに関する事。

また、利用に当たっての制限の例としては、次のようなことが考えられます。

(ア) 栽培作目の制限

- ・野菜、草花以外の禁止
- ・永年性作物、果樹類の栽培禁止

(イ) 禁止行為

- ・建物及び工作物を設置すること
- ・営利を目的として作物を栽培すること
- ・農地を第三者に転貸すること

(ウ) 利用期間、利用場所の制限

- ・日の出から日没まで（又は 朝 ○時から夕方 ○時まで）
- ・指定された区画の場所を利用すること

(5) 運営体制の検討

市民農園の運営は、開設者が行う場合が多いですが、市町や農業協同組合などが整備した市民農園では、地元の集落や利用者組織などに管理運営を委託している場合が多くあります。

また、地域で協議会等を設置して、市民農園のPRや募集などを共同で実施しているところもあります。

4 市民農園の開設手続き

市民農園の設計ができれば、具体的な整備に入る前に開設のための手続きを行う必要があります。

市民農園開設の手続きは、「特定農地貸付法（都市農地貸借法）」による場合と「市民農園整備促進法」による場合に必要となります。

また、施設を整備する場合は、事前に関係する法令を確認しておく必要があります。

(1) 関係法令の確認

市民農園施設を整備する場合には、以下の関係法令に留意する必要があり、事前に手続きなどをよく確認しておくことが必要です。

ア 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

農振法では、農業を振興し、農地や農業用施設の維持保全を図るため、維持保全すべき地域を市町が「農用地区域」として指定することになっています。また、「農用地区域」の土地は定められた用途にしか利用できないことになっています。

このため、市民農園を開設しようとしている土地について、①農用地区域に指定されているか、②農用地区域の場合はその用途区分は何か、を予め市町に確認しておく必要があります。

市民農園施設（70 ページ）のうち農用地区域内で整備可能な施設とその用途区分の分類は下表のとおりです。簡易宿泊施設や農作業講習施設は農振法上の農業用施設に該当しないため、設置に際しては当該施設用地を農用地区域から除外する農振法上の手続きが必要となりますので、特に滞在型市民農園等の整備を検討する場合には、注意が必要です。

なお、整備予定地の用途区分の変更や農用地区域からの除外については、市町にご相談ください。

農用地区域内で整備可能な施設とその用途区分

市民農園施設名	用途区分
農園(農地部分)	農地
温室、休憩施設、トイレ、農機具収納庫、たい肥舎、駐車場、管理施設等	農業用施設用地

イ 農地法

農地法では、現在農地として利用している土地を農地以外に転用することは、原則として、予め知事の許可がなければできないとされています。

農地転用の許可は次ページの表のとおり土地によって制限の度合いが異なりますので、農地を転用して市民農園施設の整備を検討している場合は、まず許可可能な土地かどうか、市町農業委員会等に相談する必要があります。

なお、市民農園整備促進法を活用した開設の場合は、農地法による農地転用許可手続きが不要となる特例があります。

農地法の農地区別の転用制限

農地区分	概要	転用の制限（許可の可否）
①農振農用地	農振法の農用地区域内の農地	原則不許可（ただし用途区分に適合した施設整備の場合は許可可能）
②甲種農地、第1種農地	①以外のは場整備地、20ha以上の集団農地等	原則不許可（ただし都市住民の農業体験のための施設整備等は許可可能）
③第2種農地	⑤④以外の市街地化が見込まれる農地等	他に代替地がない場合は許可可能
④第3種農地	⑤以外の市街化が著しい農地等	原則許可
⑤市街化区域内農地	市街化区域内農地	許可不要（届出制）

※上表での農地区分の詳細や許可の可否は、概略を示しているものであり、例外も存在します。詳細は市町農業委員会か県民局にお尋ねください。

ウ 都市計画法

都市計画法では、建築物の建築等を目的に行う開発行為を規制しています。（農業用ビニールハウスやパーゴラのような屋根のない施設は建築物に該当しないため、その設置は開発行為に該当しません。）

特に市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域では、原則として建築物の建築は許可制となっており、建築物の種類によっては許可が必要で、開発審査会の議を経る必要があるものから許可不要のものまで制限に差があります。

このうち、農機具収納庫などの一部の農業用施設においては、農園利用方式の場合と特定農地貸付方式の場合で制限に差があることに注意が必要です。

なお、市街化調整区域において市民農園整備促進法を活用し開設する場合は、休憩施設などの一部の施設の開発許可手続きにおいて、開発審査会が不要となる特例があります。

市民農園施設別・区域別の開発行為の許可手続き

施設の種類		市街化調整区域	市街化区域	非線引き都市計画区域	都市計画区域外
農園（農地部分） 駐車場 パーゴラ 農業用ビニールハウス		許可不要 〔開発行為に該当しない〕	許可不要 〔開発行為に該当しない〕	許可不要 〔開発行為に該当しない〕	許可不要 〔開発行為に該当しない〕
農業用施設	ガラス温室 農機具収納庫 たい肥舎	農園利用方式の場合は許可不要 特定農地貸付方式の場合は許可が必要	許可が必要	農園利用方式の場合は許可不要 特定農地貸付方式の場合は許可が必要	農園利用方式の場合は許可不要 特定農地貸付方式の場合は許可が必要
	その他	許可が必要		許可が必要	許可が必要
休憩施設 トイレ 管理施設 簡易宿泊施設 農作業講習施設		許可が必要 〔開発審査会の議を経る必要あり※〕 ※市民農園整備促進法による場合は特例により開発審査会不要	許可が必要 〔開発区域面積が500㎡未満の場合を除く〕 ※一部の市町においては1,000㎡	許可が必要 〔開発区域面積が3,000㎡未満の場合を除く〕	許可が必要 〔開発区域面積が10,000㎡未満の場合を除く〕
その他		許可が必要 〔開発審査会の議を経る必要あり〕			

※上表は概略を示しているものです。詳細は市町の都市計画部局又は各県民局建築課にお尋ねください。

(2) 特定農地貸付法（都市農地貸借法）に基づく開設手続き （貸し農園タイプ(特定（都市）農地貸付方式)の開設)

特定農地貸付方式による市民農園の開設は、これまでも述べたように特定農地貸付法の改正により、従来の地方公共団体及び農業協同組合だけでなく、農業者やNPO法人・民間企業などでも開設できるようになりました。

このうち、新たに開設主体となることができるようになった農業者等の農地所有者や、農地を借り受けて開設するNPO法人・企業などは、市町等との間で「貸付協定」を結ぶ必要があり、市町の積極的な関与が求められています。

「貸付協定」を締結した開設予定者は、特定農地貸付けの要件を踏まえた「貸付規程」を作成して、農業委員会の承認を受け、市民農園を開設します。

また、平成30年9月に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）」及び税制大綱の改正により、生産緑地において、納税猶予を受けながら貸し農園タイプ（特定（都市）農地貸付方式）の市民農園を開設できるようになりました。

開設主体別の基本的な手続きは次のような流れになります。

ア 自己所有地で開設する場合（例：農家、農地所有適格法人）（生産緑地でも共通） 〔地方公共団体及び農業協同組合を除く〕

○手続きの流れ

手順1：開設予定者は、市町との間で貸付協定（41～42 ページ参照）を締結します。

手順2：開設予定者は、特定農地貸付規程（49～51 ページ参照）を作成します。

手順3：開設予定者は、特定農地貸付けの承認申請書（47 ページ参照）に、貸付規程及び貸付協定の写しを添付して、最寄りの農業委員会に申請します。

★農業委員会は申請内容を確認し、内容が妥当な場合は、申請者に対して、特定農地貸付けの承認書を交付します。

開設予定者は市民農園を整備し、貸付規程等に基づき農園を開設します。

イ 農地を借り受けて開設する場合（例：NPO法人、民間企業、自治会、営農組合※等）
[地方公共団体及び農業協同組合を除く]

(7) 生産緑地以外の農地で市民農園を開設する場合（特定農地貸付方式）

○手続きの流れ

手順1：開設予定者は、農地所有者や農地の借受予定者（地方公共団体、農地中間管理機構）と調整して市民農園用地を確保し、市町及び農地の借受予定者との間で貸付協定（43～44 ページ参照）を締結します。

手順2：開設予定者は、特定農地貸付規程（49～51 ページ参照）を作成します。

手順3：開設予定者は、特定農地貸付けの承認申請書（47 ページ参照）に、貸付規程及び貸付協定の写しを添付して、最寄りの農業委員会に申請します。

★農業委員会は申請内容を確認し、内容が妥当な場合は、申請者に対して、特定農地貸付けの承認書を交付します。

手順4：開設予定者は、地方公共団体又は農地中間管理機構を通じて農地を借り受けます。

開設予定者は市民農園を整備し、貸付規程等に基づき農園を開設します。

※自治会や営農組合等の法人格のない団体の場合、申請の際には代表者の定めのある規約が必要となります。また、代表者が変更となった場合、変更届を農業委員会に提出します。

(イ) 生産緑地の農地で市民農園を開設する場合（特定都市農地貸付方式）

○手続きの流れ

手順1：開設予定者は、農地所有者と調整して市民農園用地を確保し、市町及び農地所有者との間で貸付協定（45～46 ページ参照）を締結します。

手順2：開設予定者は、特定都市農地貸付規程（52～53 ページ参照）を作成します。

手順3：開設予定者は、特定都市農地貸付けの承認申請書（48 ページ参照）に、貸付規程及び貸付協定の写しを添付して、最寄りの農業委員会に申請します。

★農業委員会は申請内容を確認し、内容が妥当な場合は、申請者に対して、特定都市農地貸付けの承認書を交付します。

手順4：開設予定者は所有者から農地を借り受けます。

開設予定者は市民農園を整備し、貸付規程等に基づき農園を開設します。

※自治会や営農組合等の法人格のない団体の場合、申請の際には代表者の定めのある規約が必要となります。また、代表者が変更となった場合、変更届を農業委員会に提出します。

ウ 地方公共団体及び農業協同組合が開設する場合（生産緑地でも共通）

○手続きの流れ

手順1：開設予定者は、農地所有者から農地を借り受けます。（農業協同組合の場合は組合員が所有する農地に限る。また、地方公共団体の場合は自己所有農地の活用も可）

手順2：開設予定者は、特定農地貸付規程（49～51 ページ参照）を作成します。

手順3：開設予定者は、特定農地貸付けの承認申請書（47 ページ参照）に、貸付規程を添付して、最寄りの農業委員会に申請します。

★農業委員会は申請内容を確認し、内容が妥当な場合は、申請者に対して、特定農地貸付けの承認書を交付します。

開設予定者は市民農園を整備し、貸付規程等に基づき農園を開設します。

参考資料A：貸付協定

地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定（都市）農地貸付けを行う場合には、予め農地の所在する市町と貸付実施にあたってのルールで合意することが要件とされており、このルールを「貸付協定」といいます。

なお、農地を借り受けた上で特定農地貸付けを行う場合、すなわち、農地を所有しない者が市民農園の開設主体となる場合には、前述の農地が所在する市町に加え、その農地の貸し主である農地中間管理機構又は地方公共団体とも貸付協定を締結する必要があります。

貸付協定には、以下の項目を記載することとされています。

- ① 貸付けを行う農地の管理方法
- ② 農業用水の利用に関する調整、その他地域の農業と特定（都市）農地貸付けの実施との調整の方法
- ③ 市町に対して行う貸付協定の実施状況の報告
- ④ 貸付協定に違反した場合の措置 等

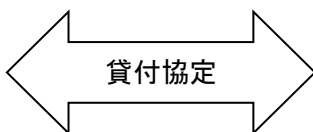
詳しくは、41 ページからの作成例を参照してください。

〈貸付協定の締結〉

自己所有農地で開設する場合 (生産緑地でも共通) (作成例: 41~42 ページ)

農地所有者 (市民農園開設者)

市町 (市町長)



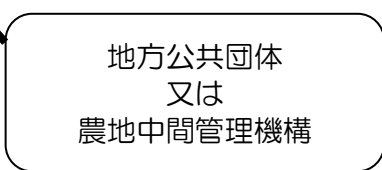
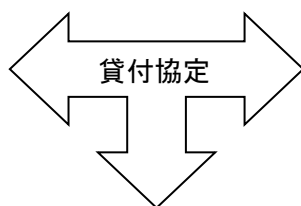
農地を借り受けて開設する場合① (生産緑地以外で開設する場合) (作成例: 43~44 ページ)

NPO 法人・企業など (市民農園開設者)

市町 (市町長)



農地の賃借権又は
使用貸借権設定



農地の使用収益権等の設定



農地所有者

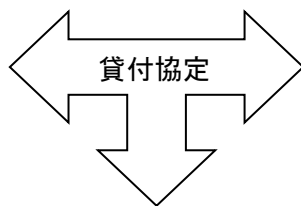
農地を借り受けて開設する場合② (生産緑地で開設する場合) (作成例: 45~46 ページ)

NPO 法人・企業など (市民農園開設者)

市町 (市町長)



農地の賃借権又は
使用貸借権設定



農地所有者

※ 生産緑地で市民農園を開設し、相続税の納税猶予を受けようとする場合、「農地利用が不適切な場合、協定を廃止する等」の記載が必要。(詳細は次ページからの例を参照)

※ 地方公共団体及び農業協同組合が開設する場合、貸付協定は不要。

貸付協定（例）① [自己所有農地で市民農園を開設する場合]

（目的）

第1 ○○○〔特定農地貸付けにより市民農園を開設する者〕（以下「開設者」という。）及び△△△〔当該市民農園の所在地を所管する市町村〕は、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域）

第2 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3 開設者は、特定農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

- 2 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。
- 3 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。
- 4 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、△△△は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第4 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

- 2 開設者は、地域において行う航空防除、共同防除等の病虫害の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。
- 3 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。
- 4 △△△は、開設者から1から3に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

（特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項）

第5 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときには、自ら当該農地を適切に農業的利用を行うものとする。なお、開設者自ら当該農地を農業的利用に適切に利用することが困難な場合等のときは、△△△が指定する方法、指定する者に対し、所有権の移転又は使用収益権の設定を行うものとする。

- 2 開設者は、特定農地貸付けを廃止する場合には、○ヶ月間の予告期間をおいて行うものとする。
- 3 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあっ

たとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うものとする。

- 4 △△△は、開設者が自ら行う当該農地の適切な農業的利用又は△△△が指定する者に対して行う所有権の移転若しくは使用収益権の設定が適切かつ確実に行われるとともに、他の市民農園のあっせんが円滑に行われるよう、開設者に対し必要な助言その他の支援を行うものとする。

((注) 下線部分について、市民農園整備促進法に基づいて開設する場合にあっては「市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消しがあったとき」とする。)

(開設者が△△△に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

- 第6** 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、△△△に定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

- 第7** △△△は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(開設者が特定貸付農地を適切に利用していない場合の協定の廃止)

- 第8** △△△は、開設者が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合には、本協定を廃止するものとする。

((注) 生産緑地地区の区域内の農地で市民農園を開設する場合にあっては、特定農地貸付法施行規則第1条第2項の規定により、第5の4及び第8の事項を記載することができる)

この協定の証として、本書○通作成し、開設者及び△△△が記名のうえ、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇 住所

〇〇〇

△△△ 住所

△△△市町長 △△△

別表

土地の一覧表

番号	土地の所在	地目	利用状況	面積 (㎡)

貸付協定（例）② [借り受けた農地(生産緑地以外)で市民農園を開設する場合]

(目的)

第1 ○○○ [特定農地貸付けにより市民農園を開設する者] (以下「開設者」という。) 及び △△△ [当該市民農園の所在地を所管する市町村] 及び□□□ [開設者に農地を貸し付ける地方公共団体又は農地中間管理機構] (以下「対象農地貸付者」という。) は、市民農園の用に供する農地 (以下「特定貸付農地」という。) の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協定の区域)

第2 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

(特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項)

第3 開設者は、特定農地貸付けを受けた者 (以下「借受者」という。) に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

- 2 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地 (以下「借受農地」という。) の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。
- 3 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。
- 4 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないよう指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、△△△は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

(特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項)

第4 開設者は、市民農園の整備にあたり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

- 2 開設者は、地域において行う航空防除、共同防除等の病虫害の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。
- 3 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。
- 4 △△△は、開設者から1から3に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

(特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項)

第5 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するとき (別途締結する貸借契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。) には、市民農園の用地を原状に回復し、対象農地貸付者に返還するものとする。

- 2 △△△は、開設者が前項の規定による原状回復を行わないときには、開設者に替わって原状回復を行うものとし、その費用は開設者が負担するものとする。
なお、対象農地貸付者が原状回復を求めないときにはこの限りでない。
- 3 開設者は、特定農地貸付けを廃止する場合には、○ヶ月間の予告期間をおいて行うものとする。
- 4 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあつ

たとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園の斡旋を行うものとする。

(注) 下線部分について、市民農園整備促進法に基づいて開設する場合にあっては、「市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消しがあったとき」とする。)

(開設者が△△△及び対象農地貸付者に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、△△△及び対象農地貸付者に定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

第7 △△△及び対象農地貸付者は協力して、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第8 対象農地貸付者は、開設者が第3の2及び3、第4の1から3に違反したと認めるときは、開設者と締結する賃貸借（使用貸借）契約を解除するものとする。

2 前項に基づき賃貸借（使用貸借）契約が解除されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、対象農地貸付者に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5の3及び4を準用するものとする。

この協定の証として、本書〇通作成し、開設者、△△△及び対象農地貸付者が記名のうえ、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇 住所

〇〇〇

△△△ 住所

△△△市町長

△△△

□□□ 住所

□□□理事長

□□□

別表

土地の一覧表

番号	土地の所在	地目	利用状況	面積 (㎡)

貸付協定（例）③ [借り受けた農地(生産緑地)で市民農園を開設する場合]

（目的）

第1 ○○○〔特定都市農地貸付けにより市民農園を開設する者〕（以下「開設者」という。）、△△△〔当該市民農園の所在地を所管する市町村〕及び□□□〔農地の所有者〕（以下「所有者」という。）は、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域）

第2 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3 開設者は、特定都市農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

2 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定都市農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

3 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

4 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、△△△は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第4 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

2 開設者は、地域において行う航空防除、共同防除等の病虫害の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。

3 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

4 △△△は、開設者から1から3に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

（特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項）

第5 開設者は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条により準用する特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するとき（別途締結する貸付契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。）には、市民農園の用地を原状に回復し、農地の所有者に返還するものとする。

2 △△△は、開設者が前項の規定による原状回復を行わないときには、開設者に替わって原状回復を行うものとし、その費用は開設者が負担するものとする。

なお、農地の所有者が原状回復を求めないときにはこの限りでない。

3 開設者は、特定都市農地貸付けを廃止する場合には、○ヶ月間の予告期間において行うものとする。

4 開設者は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条により準用する特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸

付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うものとする。

5 △△△は、第4項の他の市民農園のあっせんが円滑に行われるよう、開設者に対し必要な助言その他の支援を行うものとする。

((注) 下線部分について、市民農園整備促進法に基づいて開設する場合にあっては「市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消しがあったとき」とする。)

(開設者が△△△及び所有者に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、△△△及び所有者に定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

第7 △△△及び所有者は協力して、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第8 所有者は、開設者が第3の2及び3、第4の1から3に違反したと認めたときには、開設者と締結する賃貸借(使用貸借)契約を解除するものとする。

2 前項に基づき賃貸借(使用貸借)契約が解除されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、所有者に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5の3から5までを準用するものとする。

(開設者が特定貸付農地を適切に利用していない場合の協定の廃止)

第9 △△△は、開設者が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合には、本協定を廃止するものとする。

2 前項に基づき本協定が廃止されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、所有者に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5の3から5までを準用するものとする。

この協定の証として、本書〇通作成し、開設者、△△△及び所有者が記名のうえ、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇 住所

〇〇〇

△△△ 住所

△△△市町長 △△△

□□□ 住所 〇〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番

□□□

別表

土地の一覧表

番号	土地の所在	地目	利用状況	面積(m ²)

参考資料B：特定（都市）農地貸付けの承認申請書

（1）自己所有地または借り受けた農地（生産緑地以外）で市民農園を開設する場合

別記様式第1号

特定農地貸付けの承認申請書

年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

申請者
（主たる事務所）
（名称・代表者の氏名）

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項）の規定に基づき、特定農地貸付けについて、下記の書面を添えて申請します。

記

- 1 貸付規程
- 2 特定農地貸付けの用に供する農地の位置及び附近の状況を表示する図面
- 3 （貸付協定）（※地方公共団体及び農業協同組合が開設する場合、貸付協定は不要）

(2) 借り受けた農地(生産緑地)で市民農園を開設する場合

様式例第7号の1

特定都市農地貸付けの承認申請書

年 月 日

農業委員会会長 殿

申請者住所

氏名<名称・代表者>

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称
及び代表者の氏名を記載

都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律58号)第3条第1項(都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令(平成30年政令第234号)第2条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令(平成元年政令第58号)第4条第1項)の規定に基づき、特定都市農地貸付けについて、下記の書面を添えて承認を申請します。

記

- 1 貸付規程
- 2 特定都市農地貸付けの用に供する農地の位置及び附近の状況を表示する図面
- 3 協定

注) 本申請に係る都市農地の所有者が当該都市農地に係る農林漁業の業務に従事する場合には、業務の従事の計画を記載した書面についても添付すること(別添例参照)

別添

都市農地所有者の農林漁業の業務への従事計画

特定都市農地貸付けの承認の申請に係る都市農地の所有者の農林漁業の業務への従事の計画は以下のとおりとする。

(年間の従事する業務及び日数等について記載)

(※ 上記のとおり相違ありません 氏名)

※ 本欄に申請に係る都市農地の所有者の同意を得た上で記名するか、当該所有者の農林漁業の業務への従事の計画を記載した貸借等の契約書その他の書類を添付すること。

参考資料C：特定（都市）農地貸付規程

農業委員会に承認を申請する際には、市民農園として利用者に農地を貸し付ける際のルールを「貸付規程」として作成し、添付することとされています。

貸付規程には、以下の項目を記載することとされています。

- ① 貸付けを行う農地の所在、地番、面積、所有者が別にいる場合はその氏名及び住所、取得しようとする（又は取得した）土地の権利の種類
- ② 利用者の募集及び選考方法
- ③ 農地の貸付期間
- ④ 貸付けする農地の適切な利用を確保するための方法

詳しくは、次ページからの作成例を参考に、各地域の実情に応じ必要な事項を補充の上作成してください。



特定農地貸付規程(例)

(目的)

第1 この規定は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に〇〇〇〔貸付主体の名称〕が行う特定農地貸付け(以下「貸付け」という。))の実施・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2 本貸付けは、〇〇〇が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3 貸付けに係る農地(以下「貸付農地」という。)の所在、地番、面積及び〇〇〇が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類(貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。)は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、〇年間とする。
- (2) 貸付けに係る賃料は、1区画当たり年間〇〇〇円とする。((注)区画の面積によって賃料が異なる場合は、その旨記載する。)
- (3) 貸付けを受ける者(以下「借受者」という。)は、賃料を毎年〇月〇日までに〇〇〇に支払うものとする。

2 貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 貸付農地を転貸すること。

(募集の方法)

第5 貸付けを受けようとする者の募集は、「〇〇〇広報」に掲載するほか、チラシ、掲示等による一般公募とする。

2 募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の〇〇日前から〇〇日間とするものとする。

(申込みの方法)

第6 貸付けを受けようとする者は、第5の2に規定する募集期間内に〇〇〇へ申込書を提出しなければならないものとする。

(選考の方法)

第7 〇〇〇は、第6の規定に基づき申し込みをした者の中から借受者を決定するものとする。

2 申込をした者の数が募集した数を上回る場合は抽選により借受者を決定するものとする。

3 〇〇〇は、1又は2により借受者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8 〇〇〇は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため、管理人を設置する。

2 管理人は、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解約等)

第9 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 第4の2に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

第10 借受者は、第4の1の(1)の規定による貸付期間が終了したとき又は第9の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を現状に復し返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第11 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付ができなくなった場合
- (2) 〇〇〇が相当な理由があると認めたとき

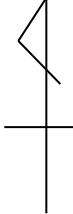
附 則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法律第58号)第3条第3項の規程、又はによる農業委員会の承認があった日から施行する。

別表

番 号	所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	位 置	貸付主体が新たに権利を取得するもの			貸付主体が既に有して いる権利に基づくもの 権 利 の 種 類
			登 記 簿	現 況			権 利 の 種 類	所 有 者 住 所 氏 名		
(例)										
1～10	〇〇市字〇〇	〇〇番	田	畑	各 3 0	別図のとおり	賃借権	〇〇市字〇番	〇〇〇	賃借権
11～20	〇〇市字〇〇	〇〇番	畑	畑	各 3 0	別図のとおり				
計					6 0 0					

別図

1	2	3	4	5	<p>N</p> 
6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	

特定都市農地貸付規程(例)

(目的)

第1 この規定は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に〇〇〇〔貸付主体の名称〕が行う特定都市農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2 本貸付けは、〇〇〇が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積、〇〇〇が貸付農地について使用及び収益を目的とする権利の種類、貸付農地の所有者の氏名並びに住所は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、〇年間とする。
- (2) 貸付けに係る賃料は、1区画当たり年間〇〇〇円とする。（(注)区画の面積によって賃料が異なる場合は、その旨記載する。）
- (3) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃料を毎年〇月〇日までに〇〇〇に支払うものとする。

2 貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 貸付農地を転貸すること。

(募集の方法)

第5 貸付けを受けようとする者の募集は、「〇〇〇広報」に掲載するほか、チラシ、掲示等による一般公募とする。

2 募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の〇〇日前から〇〇日間とするものとする。

(申込みの方法)

第6 貸付けを受けようとする者は、第5の2に規定する募集期間内に〇〇〇へ申込書を提出しなければならないものとする。

(選考の方法)

第7 〇〇〇は、第6の規定に基づき申し込みをした者の中から借受者を決定するものとする。

2 申込をした者の数が募集した数を上回る場合は抽選により借受者を決定するものとする。

3 〇〇〇は、1又は2により借受者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8 〇〇〇は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため、管理人を設置する。

2 管理人は、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解約等)

第9 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 第4の2に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

第10 借受者は、第4の1の(1)の規定による貸付期間が終了したとき又は第9の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を現状に復し返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第11 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付ができなくなった場合
- (2) 〇〇〇が相当な理由があると認めたとき

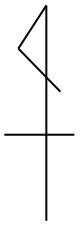
別表

番 号	所 在 地 番	地 目		面 積 (m ²)	位 置	権 利 の 種 類	所 有 者	
		登 記 簿	現 況				住 所	氏 名
(例)								
1～10	〇〇市字〇〇	〇〇番	田	畑	各 3 0	別図のとおり	賃借権	〇〇市字〇番 〇〇〇
11～20	〇〇市字〇〇	〇〇番	畑	畑	各 3 0	別図のとおり		
計					6 0 0			

別図

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20

N





(3) 市民農園整備促進法を活用した開設手続き

施設整備を要する場合は、市民農園整備促進法に基づく開設手続きを活用します。

市民農園の開設場所が市街化区域外の場合は、市町があらかじめ市民農園区域の指定を行う必要があります。この市民農園区域又は市街化区域内で市民農園を開設しようとする者は、市民農園整備運営計画書を作成して市町の認定を受け、市民農園を整備します。基本的な手続きは以下のような流れになります。

なお、市民農園整備促進法は、貸し農園タイプ、農園利用タイプのどちらのタイプでも活用できますが、貸し農園タイプで開設する場合（地方公共団体又は農業協同組合が開設者の場合を除く）は、以下の手続きに加えて、前述の特定農地貸付法（都市農地貸借法）に基づく「貸付協定」を締結する必要があります。

(市民農園区域の指定)

手順1：開設予定者は、市町と開設場所や施設の整備内容などについて相談し、市街化区域外で市民農園整備促進法を活用した整備を希望する場合は、市民農園区域の指定を要請します。

■市町は、関係部局と十分に連絡調整を行い、必要に応じて現地調査等を実施して、「市民農園区域指定調書」(55 ページ参照)を作成し、農業委員会に決定を求めます。

★農業委員会は、市町から協議のあった「市民農園区域指定調書」の内容を検討し、総会又は部会で決定を行います。

■市町は、農業委員会の決定を経たときは、県（県民局・県民センター）と協議のうえ、市民農園区域を指定し、公報などで公表します。

(市民農園整備運営計画書の認定)

手順2：開設予定者は、「市民農園整備運営計画書」(56～57 ページ参照)等の必要な書類を作成し、市民農園開設認定申請書(56 ページ参照)を添えて市町に申請します。

■市町は、計画が妥当な場合、農業委員会に決定を求めます。

★農業委員会は、必要に応じて現地調査等を実施して審査を行い、総会又は部会で決定を行います。

■市町は、農業委員会の決定を経たときは、県（県民局・県民センター）と協議し、同意を得た上で、開設希望者に「市民農園開設認定書」を交付します。

開設希望者は市民農園整備運営計画書に基づき整備を行い、市民農園を開設します。

参考資料 a : 市民農園区域指定調書

別紙様式第 1 号

市民農園区域指定調書
(地区)

年 月 日
市町名

1 市民農園区域の指定の必要性

2 市民農園区域の概要

①市民農園区域	地目	田	畑	小計	採草放牧地	山林	宅地	その他	計
	面積								m ²
	所在	外 筆 (内訳別紙のとおり)							
②普通収穫高	主たる作目 ()		10 a 当たり kg/		kg (市町平均)				
③位置	(別図参照)								
④土地利用計画	農振計画	農振地域 (内 ・ 外) 農用地区域 (内 ・ 外) (農用地区域面積 m ²)							
	都市計画								
⑤農業公共投資	事業名	地区名	事業主体	施行期間	施行面積	関係面積	土地改良財産		
					ha	m ²			

3 指定要件の概要 (市民農園整備促進法第 4 条第 1 項各号)

①第 1 号	
②第 2 号	
③第 3 号	
	決定年月日 年 月 日 同意年月日 年 月 日 指定年月日 年 月 日 公表年月日 年 月 日

4 市民農園の整備促進のための推進体制

5 その他参考となる事項

(別紙)

市民農園区域指定土地一覧

(地区)

市町名

土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積 m ²	備考
		登記簿	現況		

別図 市民農園区域及び附近の状況を示す図面

[記載注意]

- 2の③の位置の欄には、例えば「〇〇町役場から東へ〇kmの地点に位置する。」と記載すること。
- 2の④の土地利用計画の農振計画の欄については、市民農園区域が農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域を含む場合には、面積を記入すること。
- 2の④の土地利用計画の都市計画の欄については、市民農園区域が都市計画法による区域区分を含む場合には、都市計画区域外、市街化調整区域内、未線引都市計画区域内用途地域外、未線引都市計画区域内用途地域内等と記載すること。
- 別図の「市民農園区域及び付近の状況を示す図面」には、市民農園の用に供する土地の位置等のほか、農振計画の地域区分及び都市計画の区域区分を表示すること。

参考資料 b : 市民農園開設認定申請書

別紙様式第 2 号

市民農園開設認定申請書

年 月 日

〇〇市町長 様

申請者
(氏名又は名称・代表者)
(住所又は主たる事務所)
(職業又は業務内容)

市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、市民農園の開設について、下記の書面を添えて認定を申請します。

記

- 1 整備運営計画書
- 2 市民農園の位置を表示した地形図
- 3 市民農園の区域並びに市民農園施設の位置、形状及び種別を表示した平面図
- 4 市民農園施設（建築物）の概要を表示した平面図
- 5 土地の登記簿の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- 6 土地の地番を表示する図面
- 7 （土地改良区の意見書）
- 8 （農園利用契約書の案）
- 9 （その他参考となる事項）

参考資料 c : 市民農園整備運営計画書

別紙様式第 3 号

市民農園整備運営計画書

年 月 日

申請者 氏名
住所

1 市民農園の用に供する土地

土地の所在	地番	地 目		地積 m ²	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者			農地 イ・ロの別	市民農園施設 種別
						氏名	住所		氏名	住所			

※イ・ロの別は、法第 2 条第 2 項第 1 号のイ・ロの別を記載

2 市民農園施設の規模その他の市民農園施設の整備

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物			m ²	m ²	～	
工作物					～	
計						

3 市民農園の開設の時期 年 月 日

4 利用者の募集及び選考の方法

募集方法	
選考方法	

5 利用期間その他の条件

利用期間	利用料金	支払方法	区 画		その他の条件
			区画数	1区画面積 m ²	

6 市民農園の適切な利用を確保するための方法

7 資金計画

① 収支計画

	項目	金額	備考
収入		千円	
支出			

② 調達方法

8 農地転用に関する事項

(1) 市民農園施設の敷地に供する転用に係る土地

土地の所在	地番	地 目		面 積	10a 当たり 普通収穫高	利用状況	備考
		登記簿	現 況				
				m ²	Kg		

(2) 転用に伴い支払うべき給付の種類・内容及び相手方

相手 方の 氏名	相手方の経営面積 (離作地を含む)			左のうち離作 する面積			毛上補償		離作補償		代地補償		そ の 他
	田	畑	採草 放牧地	田	畑	採草 放牧地	10a 当たり	総額	10a 当たり	総額	地目	面積	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	円	円	円	円		m ²	

(3) 転用の時期 認定日 ～ 年 月

(4) 転用することにより生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要

(5) 転用するため、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、当該権利を取得しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定・移転 の別	権利の設定・移転 の時期	権利の存続期間	その他

(6) その他参考となるべき事項

9 添付書類

- ① 市民農園の用に供する農地の現況図面(申請書に添付する6の図面と併用して差し支えないこと。)
- ② 市民農園の用に供する農地の計画図面(農振整備計画の地域区分及び都市計画の区域区分を表示すること。なお、申請書に添付の3の平面図と併用して差し支えないこと。)
- ③ 市民農園の開設に関連する取水又は排水につき水利権者その他の関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

[記載注意]

- 1 申請者が法人である場合には、氏名欄にその名称及び代表者の氏名を、住所欄にその主たる事務所を、職業欄にその業務内容を記載すること。
- 2 1の「備考」欄には、法第2条第2項第1号イの用に供する農地について、特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けの別を記載すること。また、市民農園の用に供する土地に、高度化施設用地又は高度化施設用地とすることを予定している農地が含まれる場合は、その旨を記載すること。
- 3 8の(1)の「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記入すること。
- 4 8の(1)の「利用状況」欄には、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の頭数を記入すること。

5 市民農園の開設準備

(1) 農園の整備

開設の手続きが整えば、現地での農園の整備に取りかかることになります。

農地の整備は、耕うん、客土を行い、利用者が容易に農作業を行いやすいようにする必要があります。特に、水田を利用する場合は、排水等に気をつける必要があります。

また、農地に区画を設けて利用させる場合には、標識杭やロープ等により区画の境界を明らかにしておく必要があります。

支援制度を活用して整備する場合は、開設手続きと支援制度の事務手続きを十分に調整して整備にとりかかる必要があります。

(2) 利用者の募集

一般には、市民農園の整備と同時か、あるいは整備の完了した後、利用者の募集を行うことになりますが、まず、市民農園の開設を知ってもらう必要があります。

市民農園の利用者を募集・選考する場合には、その方法が公平かつ適正であることとされており、具体的には、広報、チラシ、ホームページ、掲示板等による一般公募を行い、抽選や先着順等の方法により選定することになります。

なお、現に家庭菜園等を有していないこと、〇〇歳以上の老人又は小学生以下の世帯員がいる者を優先することといった条件を付すことは「公平かつ適正」に反しないものといえますが、特定の企業、法人の構成員であることを条件とするといったことは「公平かつ適正」とはいえません。

兵庫楽農生活センターにおける市民農園情報の発信

兵庫楽農生活センターでは、県内の市民農園情報を紹介するホームページを開設し、利用希望者などに市民農園の紹介を行っています。

兵庫楽農生活センターに登録された市民農園では、開設者からイベント情報を登録することで、最新情報をホームページに掲載することができますので市民農園の募集やPRに役立ててください。(ホームページへの登録方法は次ページを参考にしてください。)

ひょうご GENKI! 農園ガイド

市民農園(貸し農園)

兵庫楽農生活センターHOME > 市民農園

ひょうご GENKI! 農園について

「ひょうご GENKI! 農園」は、

Green (緑の中で、)
Energetic (生き生きと、)
Nutrition (栄養価の高い新鮮野菜を自ら栽培し、)
Kindness (周りの人にも地球にも優しく、)
Informal (肩の力を抜いてリラックスする)

ひょうごの市民農園のこと。
「ひょうご GENKI! 農園」から、「身体の元気」「心の元気」「家族の元気」「地域の元気」そして「兵庫の元気」を目指しましょう!

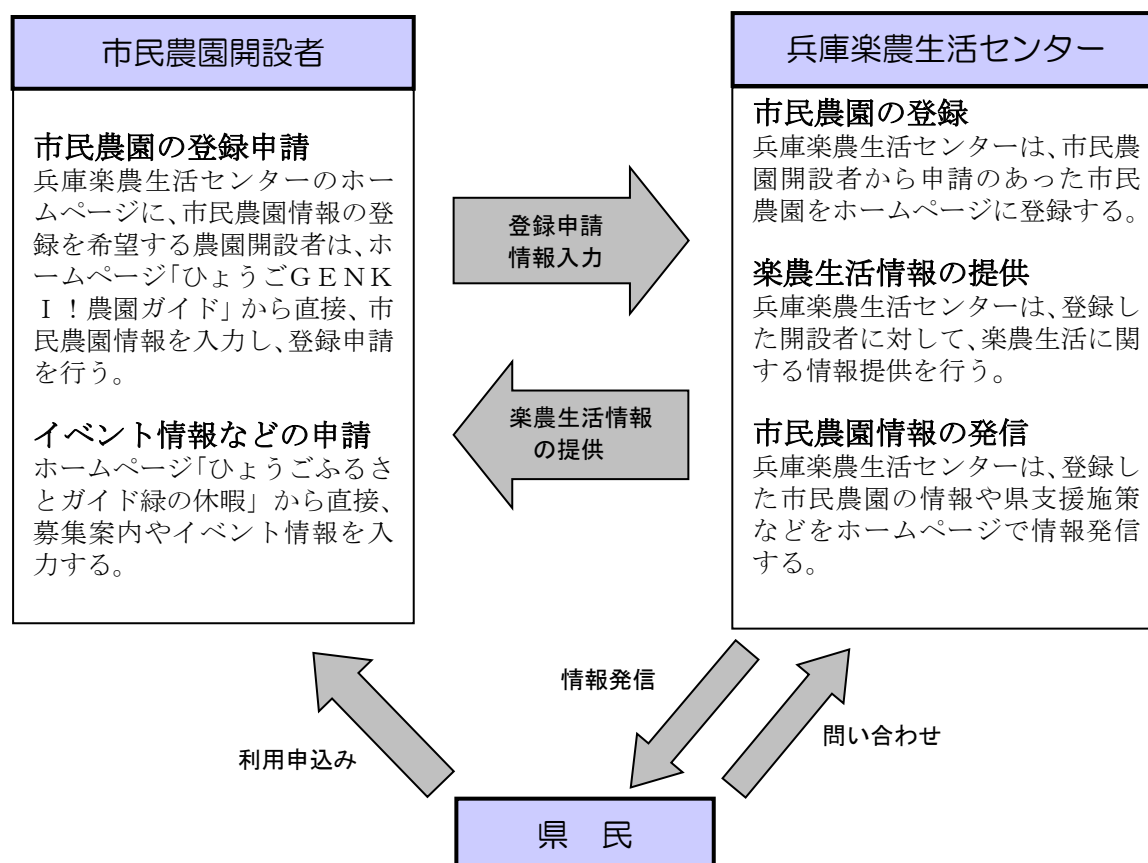
ホームページアドレス : <http://hyogo-rakunou.com/Genki/>

参考資料

兵庫楽農生活センター市民農園ホームページへの登録制度について

1 趣旨

身近な「楽農生活」の実践の場となる市民農園と「楽農生活」の拠点施設である兵庫楽農生活センターとのネットワークを構築し、兵庫楽農生活センターを通じて市民農園情報を広く県民にPRすることで、市民農園の利用を促進するとともに、開設者の運営を支援し、「楽農生活」の普及定着を図る。



2 登録手続き等

(1) 登録・登録内容の変更、追加、取り消し

兵庫楽農生活センターホームページに情報の登録又は登録内容の変更、追加、取り消しを希望する農園開設者は、ホームページ「ひょうごGENKI! 農園ガイド」から、別紙フォームにより、直接、市民農園情報を入力し、申請を行う。

※ひょうごGENKI! 農園ガイド HPアドレス <http://hyogo-rakunou.com/Genki/>

(2) イベント情報などの発信

市民農園登録者は、募集案内、イベント情報など、ホームページ「ひょうごふるさとガイド緑の休暇」から、直接イベント情報などを入力し、申請を行う。

※ひょうごふるさとガイド緑の休暇 HPアドレス <http://hyogo-rakunou.com/midori/>

(3) 兵庫楽農生活センターへの問い合わせ

〒651-2304 神戸市西区神出町小東野30-17

TEL 078-965-2651 FAX 078-965-2653

(別紙様式)

兵庫楽農生活センターホームページ 市民農園情報登録・修正フォーム

【市民農園登録】

区分	<input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 修正・更新
農園名	<input type="text"/>
タイプ	<input type="radio"/> 日帰り型 <input type="radio"/> 滞在型
農園所在地	<input type="text"/>
連絡先	<input type="text"/>
区画数	<input type="text"/>
1区画面積(m2)	<input type="text"/>
利用料金(円/年)	<input type="text"/>
募集時期	<input type="text"/>
利用条件	<input type="text"/>
設置施設	<input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 駐輪場 <input type="checkbox"/> 給水施設 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 休憩施設 <input type="checkbox"/> 農機具庫 <input type="checkbox"/> ごみ置場 <input type="checkbox"/> 簡易宿泊施設 <input type="checkbox"/> シャワー <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/>
駐車台数(台)	<input type="text"/>
栽培指導	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし
その他サービス	<input type="text"/>
イベント	<input type="text"/>
URL	<input type="text"/>
アクセス	<input type="text"/>
特徴・PR	<input type="text"/>
登録者(非公開)	<input type="text"/>
連絡先(非公開)	<input type="text"/>

掲載希望写真、パンフレット等のデータがありましたらこちらよりお送りください

6 利用開始・管理運営

利用契約を締結し、利用開始の日になると市民農園に利用者が来ることになります。

利用開始に当たっては、一般に、開園式や利用説明会を開催して、利用上の注意や作物栽培の指導等が行われており、農園関係者と利用者が顔を合わせ、利用内容を徹底し、愛着をもって農園を利用してもらうための第一歩になっています。

また、栽培講習会や品評会、収穫祭など年間を通じて様々なイベントを行っているところもあります。はじめから様々なイベントを開催することは開設者の負担になることもありますので、利用者とともに取り組める魅力ある市民農園の運営を行いましょう。

(1) 年間の運営スケジュール (例)

年間運営スケジュール

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
広告・募集									←→			
申し込み										←→		
選考・通知												←→
開園式(説明会)	←→											
栽培講習会	←	---	---	---	随時	---	---	---	→			
巡回指導	←	---	---	---	---	随時	---	---	---	---	→	
品評会					←→			←→				
各種イベント	←	---	---	---	---	随時	---	---	---	---	→	
アンケート調査										←→		
農園整備												←→

年間イベント

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
花見(桜)	←→											
バーベキュー			←→	←→	←→	←→	←→					
収穫祭							←→					
ハロウィン							←→					
焼き芋							←→	←→				
芋煮								←→	←→			
餅つき									←→	←→		

(2) 農園利用者への指導

農作業については、利用者のほとんどが初心者であると考えた方がよいでしょう。したがって、作付けする作物の種類や作業を細かく指示し、農機具の用途や使い方から、種の播き方、水のやり方など利用者の立場に立った親切な指導が望まれます。

また、利用者の農園への期待や利用目的について知ること、栽培講習会、収穫祭等を積極的に開催し、利用者との交流を図ることが農園運営の安定にもつながります。

その他、農園に連絡用の掲示板を備え付けたり、質問箱の設置や電話等による相談活動も考慮する必要があります。

〈指導にあたっての留意事項〉

- ① 作付計画を作成します。計画は図解で分かり易くし、作物ごとの間隔などを明記します。
- ② 講習会では、園主用の見本区画を設置して、園主が種や肥料の播き方、マルチの敷き方を実際に実演して見せます。
- ③ 同じ内容の講習会を数日間開催して、できるだけ全員の利用者が講習会を受講できるようにします。同じ内容で開く講習会の回数が少ないと、講習会に参加できなかった利用者から後で個別に聞かれるため、かえって時間と労力を要します。
- ④ 講習会は土日を中心に設定します。しかし、講習会の参加者は初回に集中する傾向があるので、初日を平日にした方が参加者が集中せずに混乱を避けられます。
- ⑤ 利用者が週に2回も3回も講習会に出席しなければならないようなスケジュールを立てることはお互いにとって大きな負担になります。
- ⑥ 常に農業の情報や話題を収集し、指導内容がマンネリ化しないよう勤めましょう。
- ⑦ 講習会の中で除草や面倒な肥培管理などの必要性を十分に理解してもらい、こちらから強制的に行わせるのではなく、利用者が自主的に除草や管理作業をするような指導に心掛けましょう。
- ⑧ 利用者への指導の仕方については普及指導員や農業協同組合の営農指導員などの経験者等に相談するのもよいでしょう。
- ⑨ 初心者にとって収穫の喜びは格別です。1年をとおして野菜がとぎれることなく収穫できるといいでしょう。
- ⑩ 収穫した野菜の食べ方を教えることも利用者から喜ばれます。

